

令和4年度定期報告制度集計結果

産業技術環境局
資源循環経済課

目次

1.定期報告集計結果	pp. 3-21
1-1定期報告制度の概要	p. 4
1-2【提出全事業者】定期報告提出事業者の業種	p. 5
1-3【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移	p. 6
1-4【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋	p. 8
1-5【連続提出事業者】定期報告提出事業者の業種	p.14
1-6【連続提出事業者】容器包装を用いた量の推移	p.15
1-7【連続提出事業者】密接指標の設定状況	p.17
1-8【連続提出事業者】原単位の推移_素材別・密接指標別	p.18
1-9【連続提出事業者】事業者別の原単位の評価	p.19
1-10排出抑制への取組と原単位の関係	p.21
2.事業者による容器包装削減取り組み事例	pp. 22-26
2-1容器包装使用の合理化事例	p.23
2-2地方公共団体との連携事例	p.26

1. 定期報告集計結果

1-1. 定期報告制度の概要

- スーパーやコンビニエンスストアなどの小売業者は、容器包装リサイクル法に基づく指定容器包装利用事業者として、H19年4月1日より、レジ袋等の容器包装の使用削減の取り組みを行うべきこととされている。
- 容器包装多量利用事業者に対しては、同法に基づき、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、毎年度、主務大臣に報告（以下「定期報告」）することが義務づけられている（H19年度以後の年度に係る容器包装の量及び措置の実施の状況について適用）。

◆ 定期報告制度報告対象

報告すべき年度の前年度において用いた容器包装（プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装、その他の容器包装の合計）の量が50トン以上である以下の小売事業者。

- 各種商品小売業
- 繊維物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食料品小売業
- 自動車部分品・附属品小売業
- 家具・じゅう器・機械器具小売業
- 医薬品・化粧品小売業
- 書籍・文房具小売業
- スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- たばこ・喫煙具専門小売業

◆ 報告事項

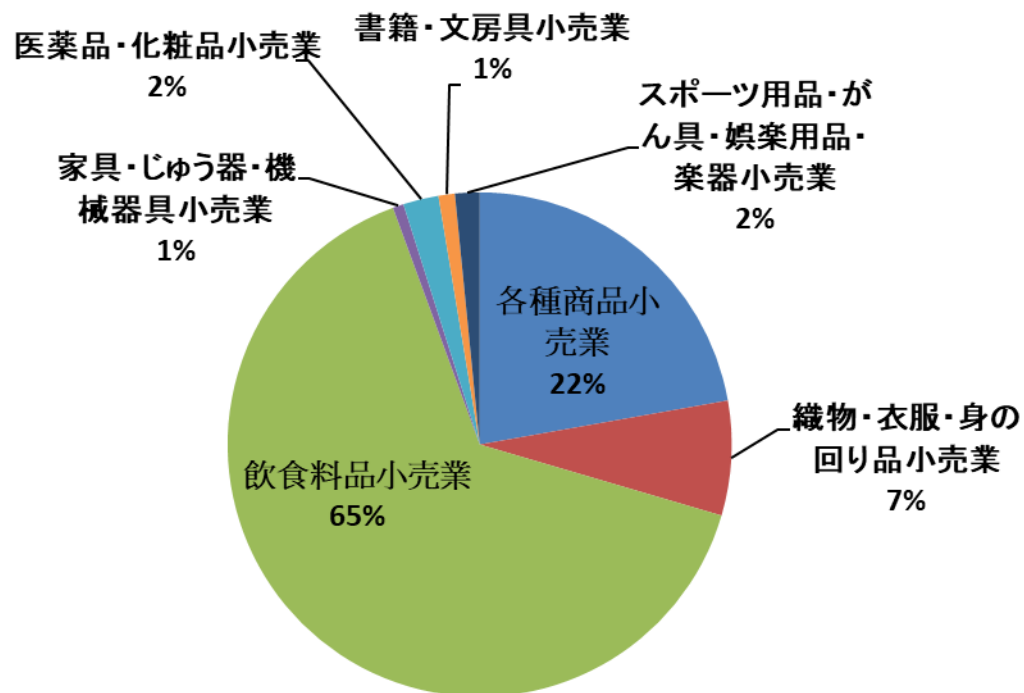
- 容器包装を用いた量【定期報告様式第1表】※
- 当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値【第2表】
- 容器包装の使用原単位【第3表】※
- 素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由【第4表】
- 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況【第5表】※
- 過去5年間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合、その理由【第6表】
- 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組【第7表】
- その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組【第8表】

※プラスチック製買物袋の有料化制度がR2年7月より開始したため、「プラスチック製の買物袋数量」のうち以下の買物袋の令和2年度使用量は、第一四半期の集計が正しく反映されていない場合がある。

1-2. 定期報告集計結果

【提出全事業者】定期報告提出事業者の業種¹

◆ 集計対象者の業種別内訳



n=572

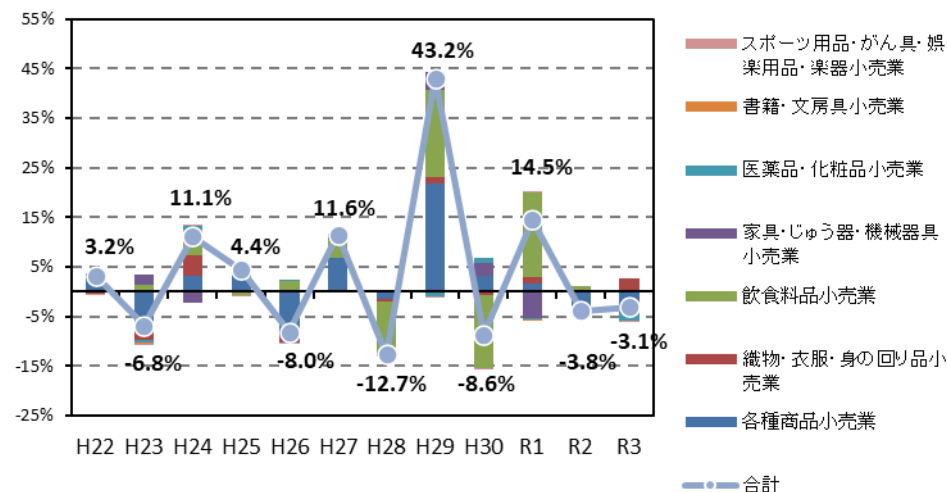
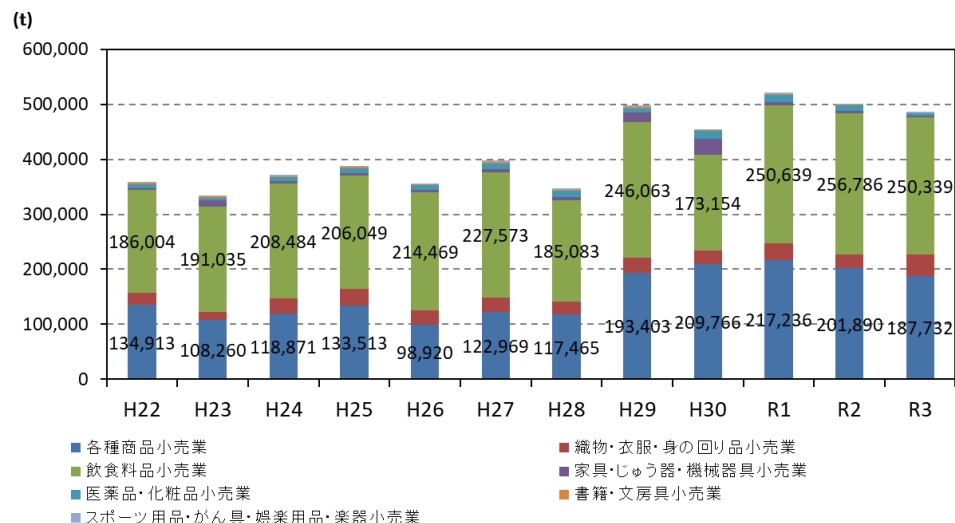
1: 令和4年度提出事業者（572事業者）の集計結果。出所：定期報告制度

1-3. 定期報告集計結果

【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移_業種別²

◆ 業種別容器包装を用いた量の推移

◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総量(t)	358,545	334,129	371,356	387,634	356,488	397,878	347,535	497,538	454,863	520,964	501,290	485,852

2: 各年度の提出事業者の値を集計。

業種別容器包装を用いた量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

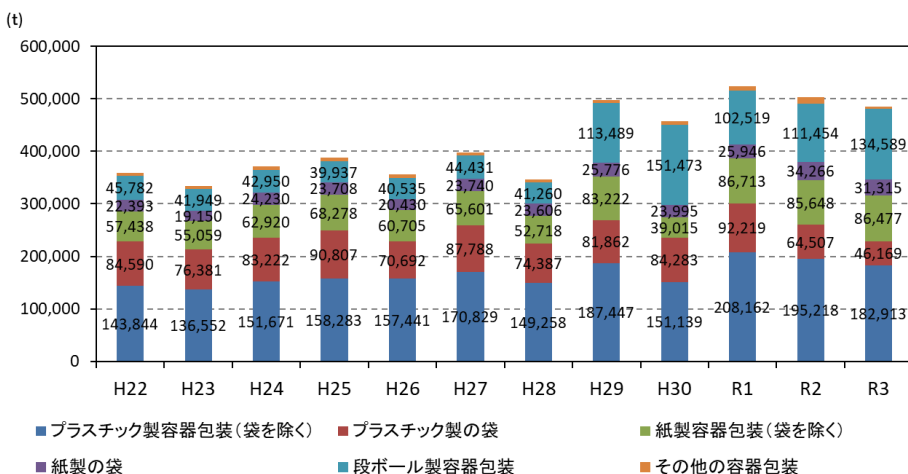
寄与度分解：前年度実績比の寄与度分解

出所：定期報告制度

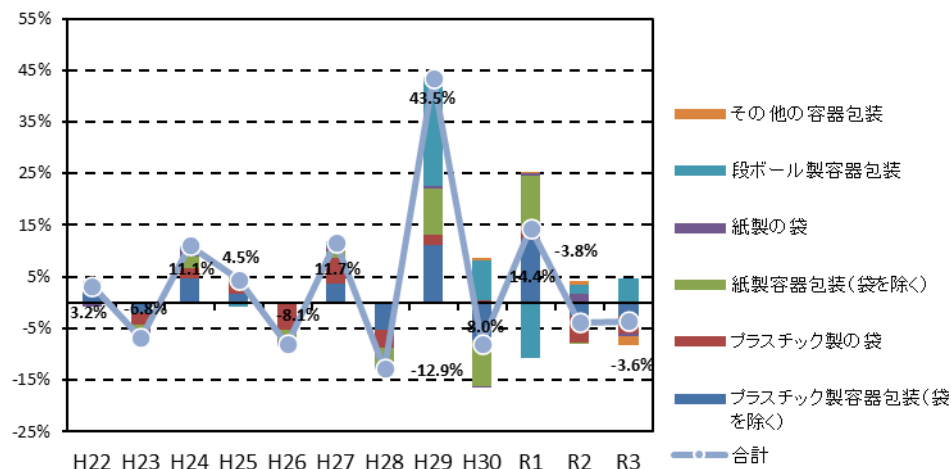
1-3. 定期報告集計結果

【提出全事業者】容器包装を用いた量の推移_素材別³

◆ 素材別容器包装を用いた量の推移



◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総量(t)	358,578	334,171	371,206	387,816	356,406	397,970	346,761	497,620	457,847	523,753	503,772	485,852

3: 各年度の提出事業者の値を集計。

素材別容器包装を用いた量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

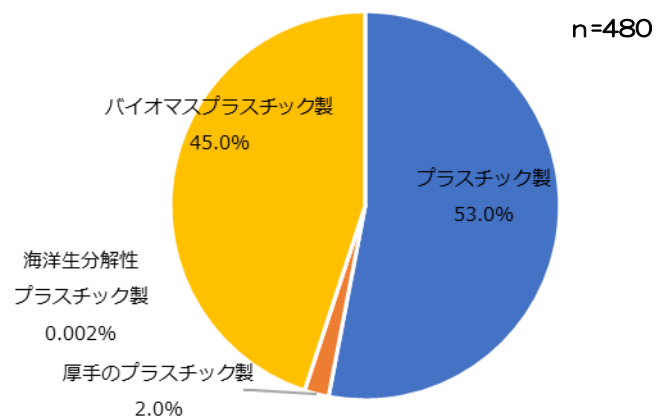
寄与度分解：前年度実績比の寄与度分解

出所：定期報告制度

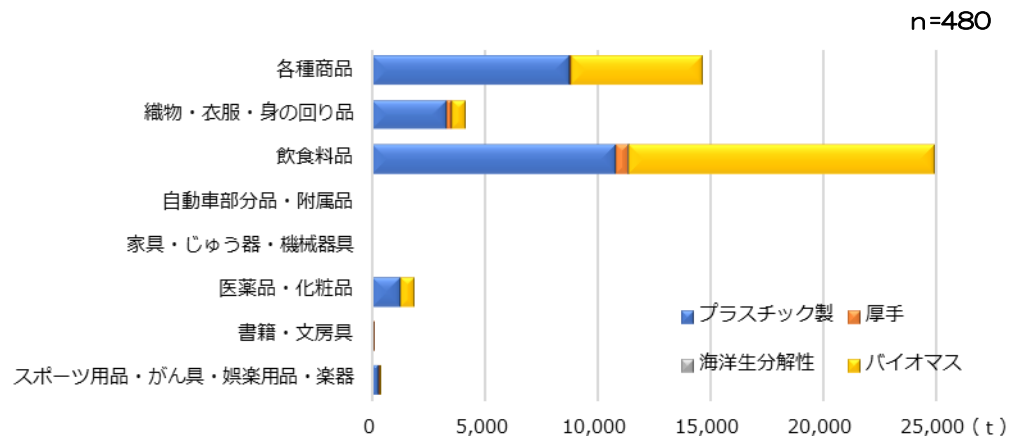
1-4. 定期報告集計結果

【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁴

◆ プラスチック製買物袋の種類別内訳



◆ プラスチック製買物袋の業種別種類別用いた量



年度	R3
プラスチック製買物袋(t)	24,477
厚手のプラスチック製買物袋(t)	936
海洋生分解性プラスチック製買物袋(t)	1
バイオマスプラスチック製買物袋(t)	20,755
合計(t)	46,169

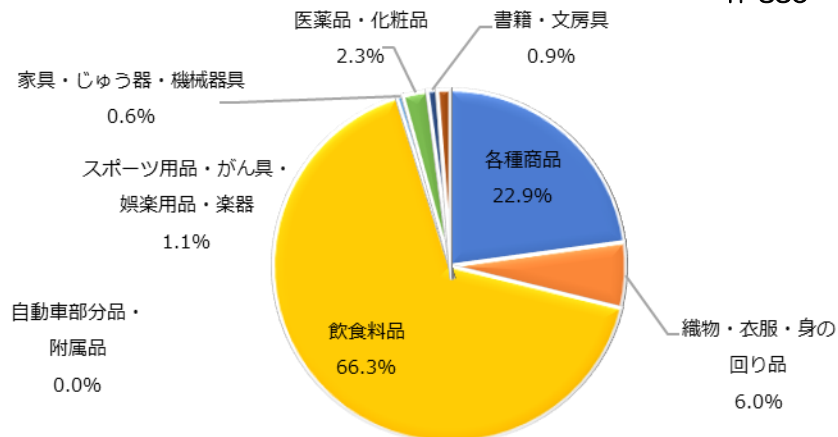
4: 令和3年度の提出事業者の値を集計。
出所：定期報告制度

1-4. 定期報告集計結果

【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁵

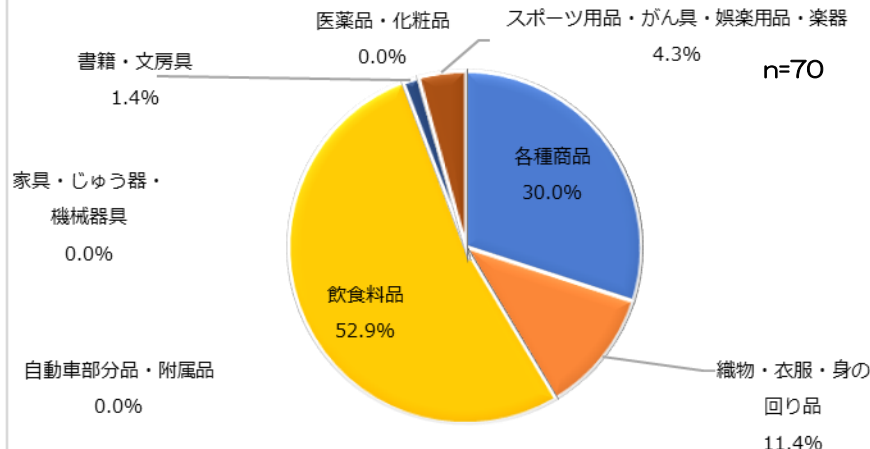
◆プラスチック製買物袋使用事業者数の割合

n=350



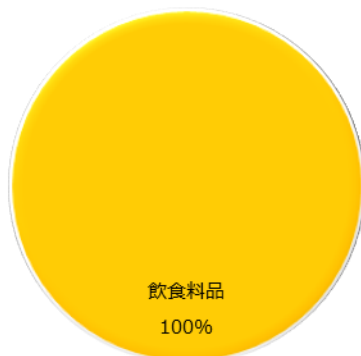
◆厚手のプラスチック製買物袋使用事業者数の割合

n=70



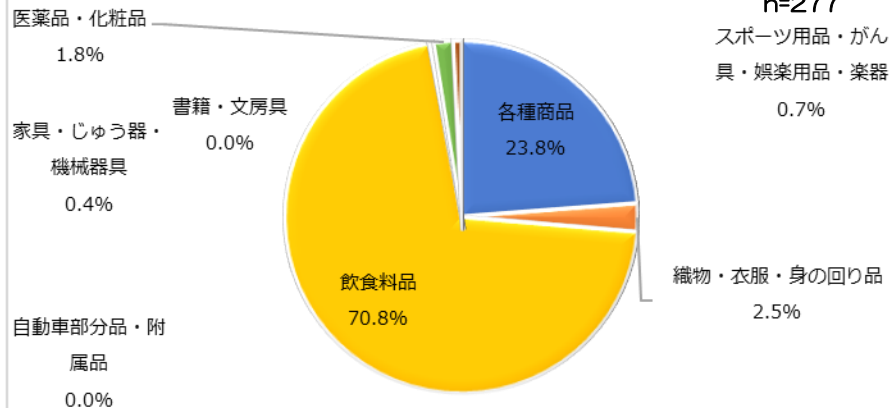
◆海洋生分解性プラスチック製買物袋使用事業者数の割合

n=2



◆バイオマスプラスチック製の買物袋使用事業者数の割合

n=277

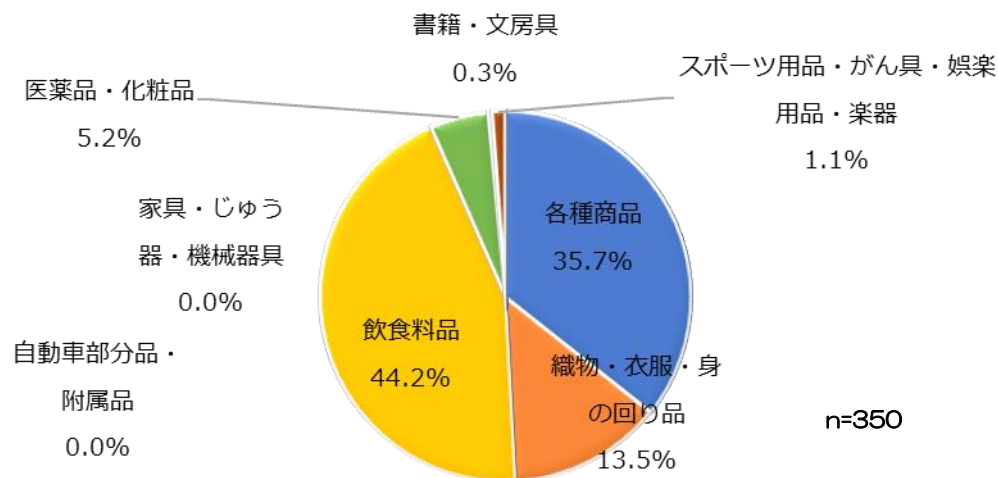


⁵:令和3年度のプラスチック製の買物袋の提出事業者（480事業者）の種類別業種別の集計結果。1社で複数の種類の買物袋を使用している場合があるため、4種類（プラスチック製・厚手のプラスチック製・海洋生分解性のプラスチック製・バイオマスのプラスチック製）の買物袋の合計は480事業者にはならない。

1-4. 定期報告集計結果

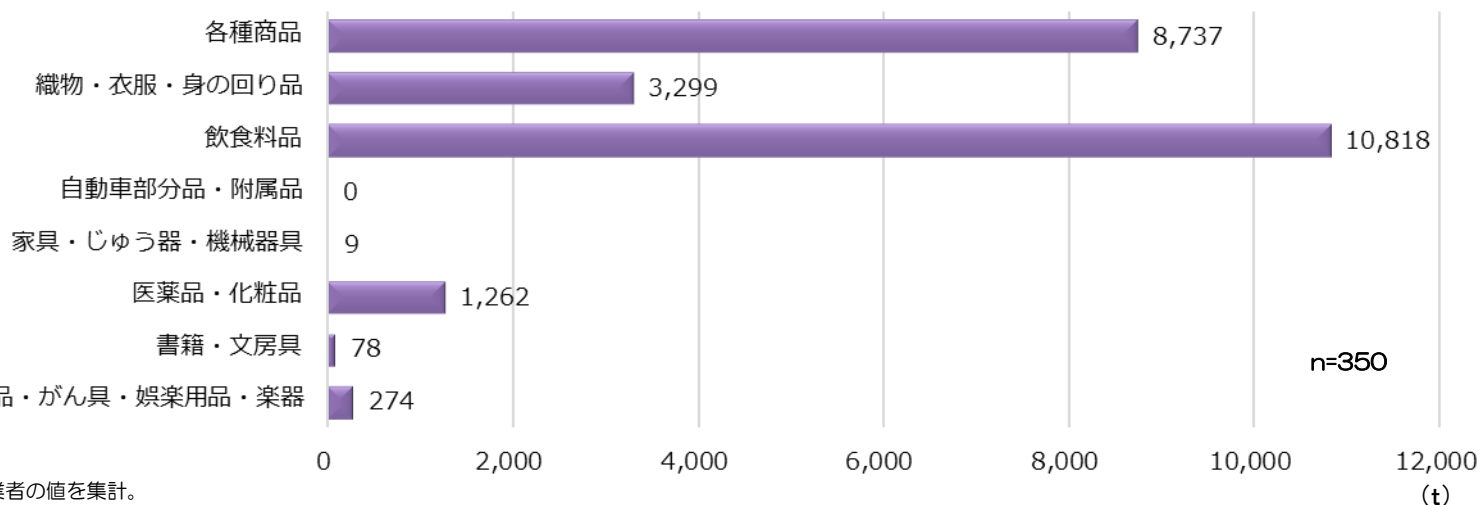
【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁶

◆ プラスチック製買物袋の利用量に関する業種別内訳



R3 年度	
プラスチック製買物袋	総量(t)
	24,477

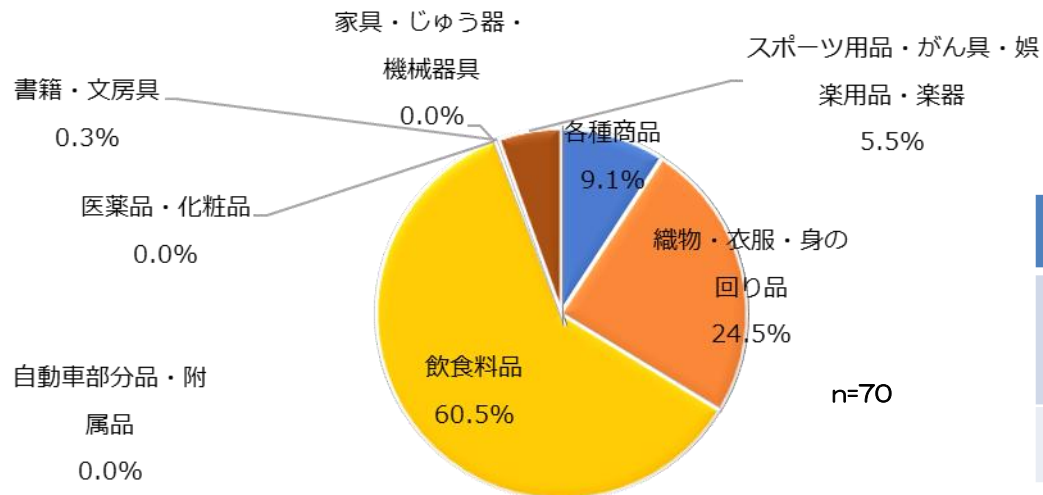
◆ プラスチック製買物袋の業種別用いた量



1-4. 定期報告集計結果

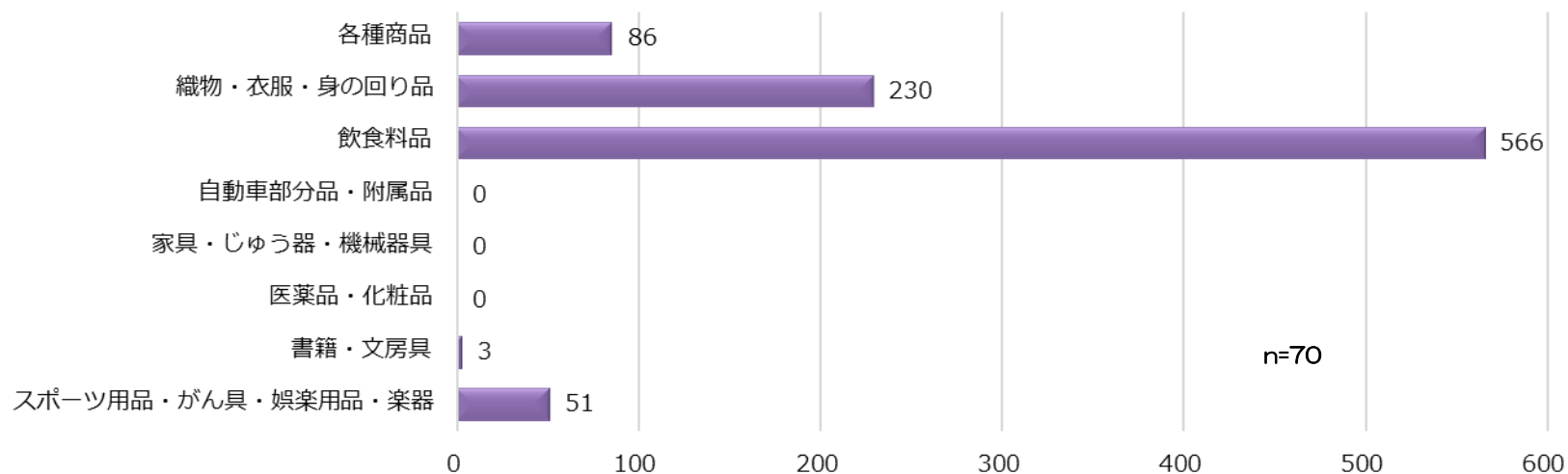
【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁷

◆ 厚手のプラスチック製買物袋の業種別内訳



R3 年度
厚手のプラスチック製買物袋 総量(t)
936

◆ 厚手のプラスチック製買物袋の業種別用いた量

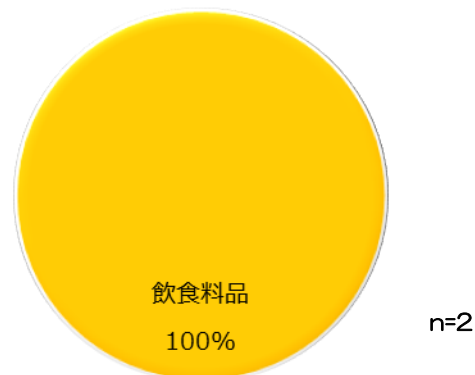


⁷:令和3年度の提出事業者の値を集計。
出所：定期報告制度

1-4. 定期報告集計結果

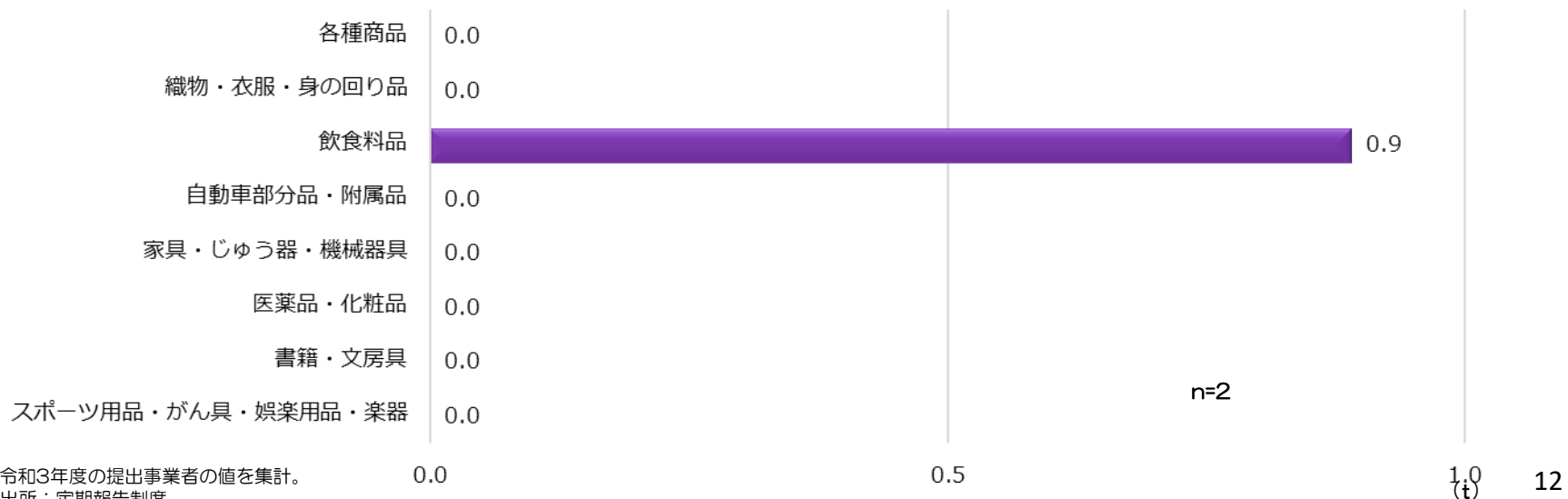
【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁸

◆ 海洋生分解性プラスチック製買物袋の業種別内訳



R3 年度
海洋生分解性プラスチック製買物袋 総量(t)
0.9

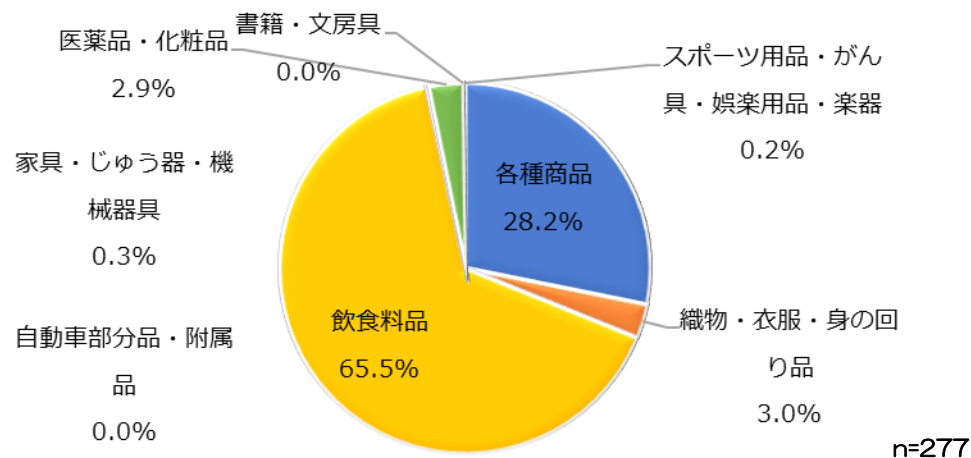
◆ 海洋生分解性プラスチック製買物袋の業種別用いた量



1-4. 定期報告集計結果

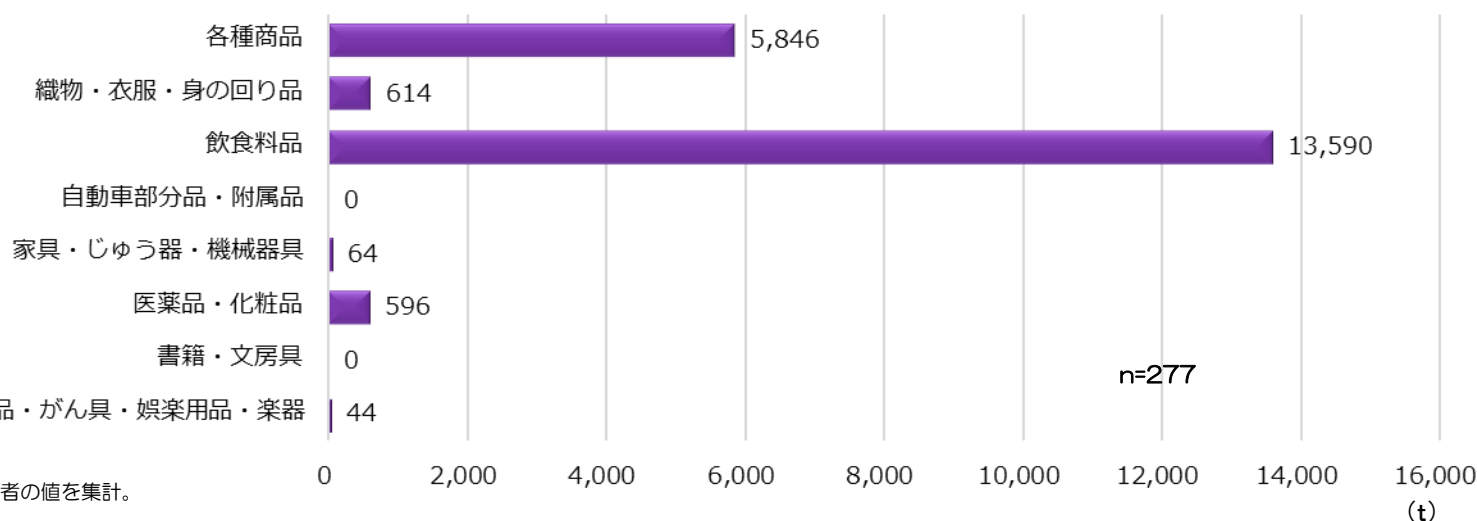
【提出全事業者】容器包装を用いた量_プラスチック製買物袋⁹

◆ バイオマスプラスチック製買物袋の利用量に関する業種別内訳



R3 年度
バイオマスプラスチック製買物袋 総量(t)
20,755

◆ バイオマスプラスチック製買物袋の業種別利用量

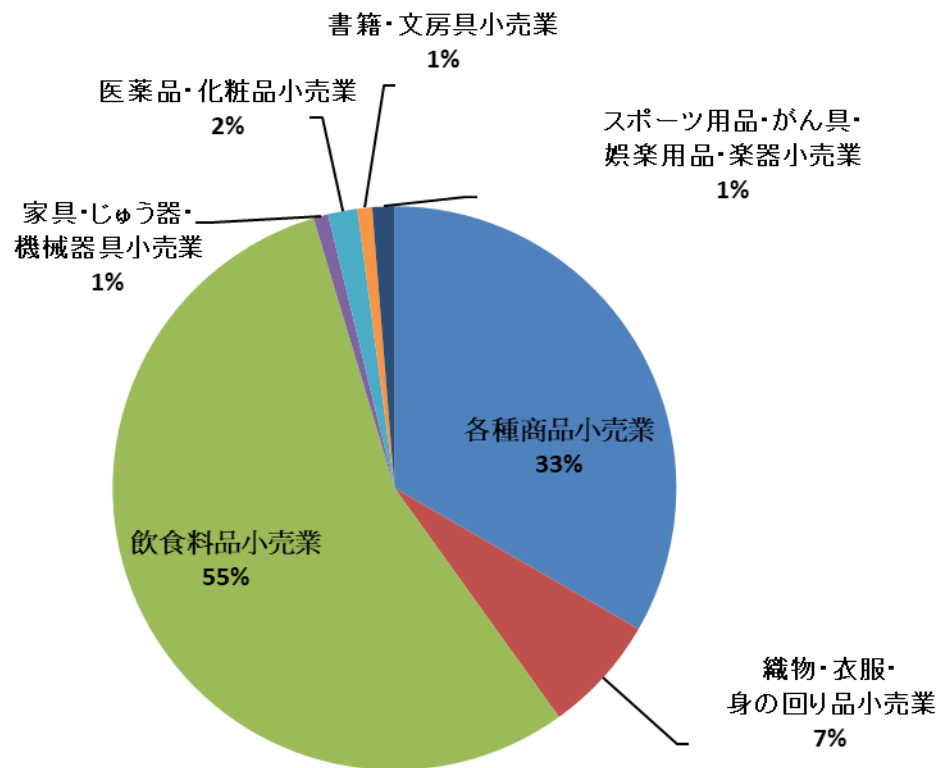


9:令和3年度の提出事業者の値を集計。
出所：定期報告制度

1-5. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】定期報告提出事業者の業種¹⁰

◆ 集計対象者の業種別内訳

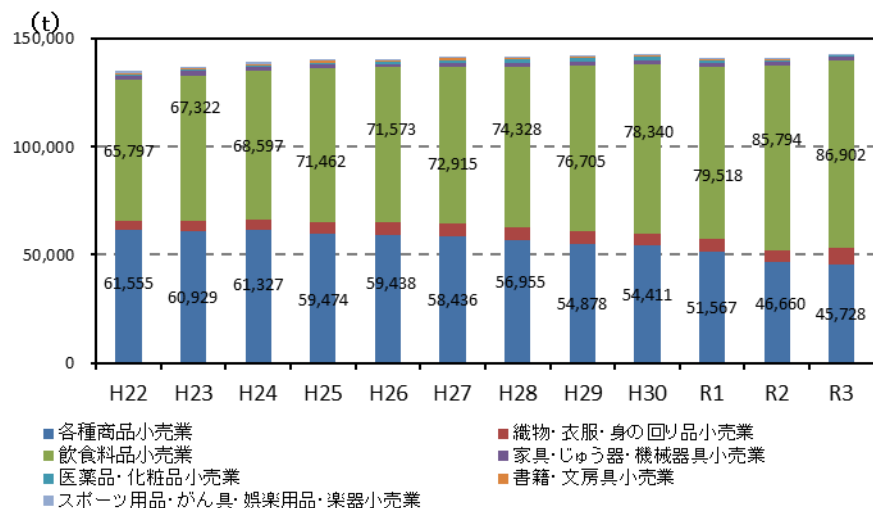


n=237

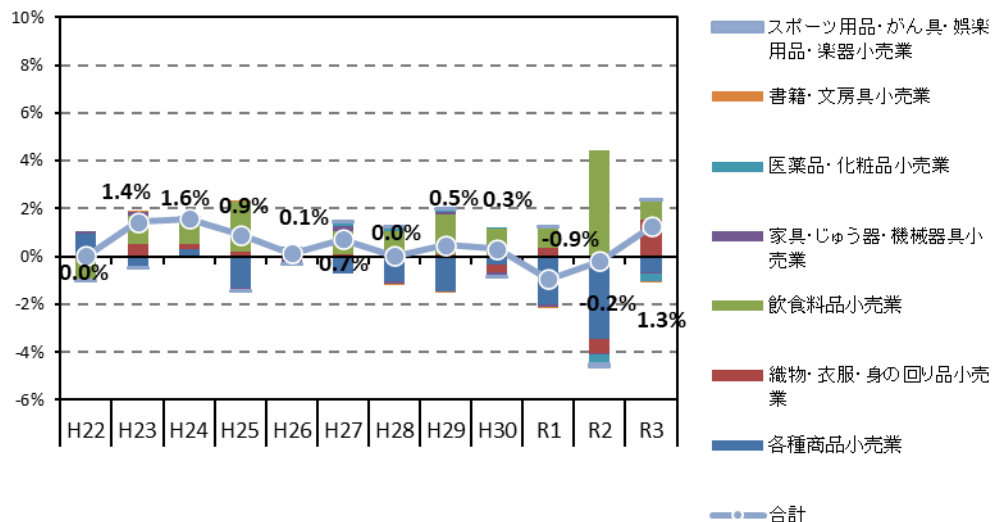
1-6. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】容器包装を用いた量の推移_業種別¹¹

◆ 業種別容器包装を用いた量の推移



◆ 容器包装を用いた量の推移 (寄与度分解)



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総量(t)	134,951	136,906	139,056	140,319	140,489	141,486	141,527	142,203	142,670	141,318	141,026	142,807

11:12年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者(計237事業者)の集計結果。

業種別容器包装を用いた量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある(事業者毎の容器包装別の合算値÷合計量であるため(四捨五入等の影響))。

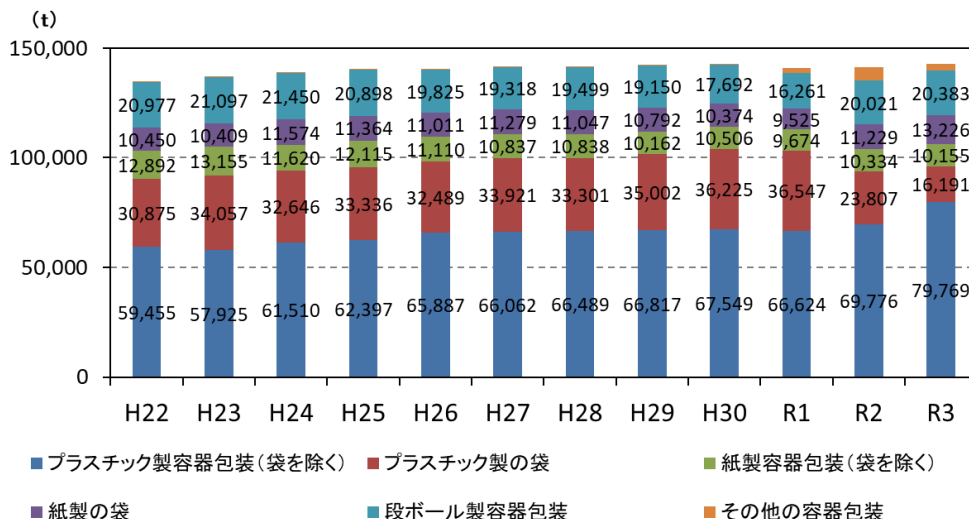
寄与度分解: 前年度実績比の寄与度分解

出所: 定期報告制度

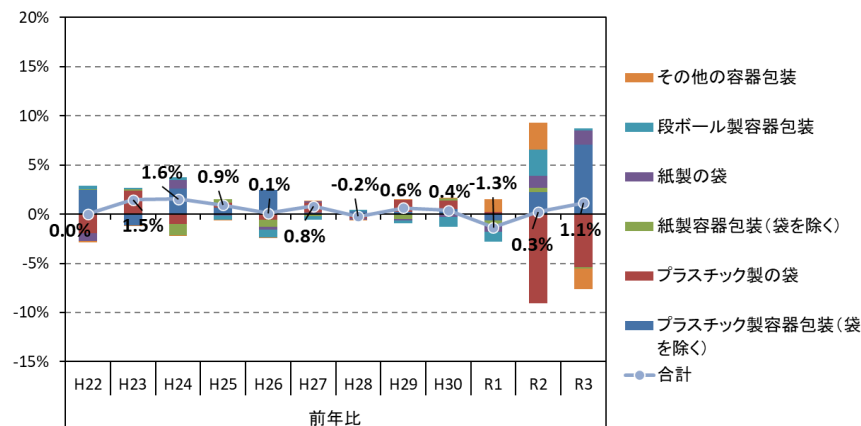
1-6. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】容器包装を用いた量の推移_素材別¹²

◆ 素材別容器包装を用いた量の推移



◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総量(t)	134,934	136,906	139,034	140,343	140,489	141,618	141,312	142,203	142,737	140,842	141,202	142,807

12:12年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者（計237事業者）の集計結果。

素材別容器包装を用いた量の合計値と総量は誤差が生じる場合がある（事業者毎の容器包装別の合算値≠合計量であるため（四捨五入等の影響））。

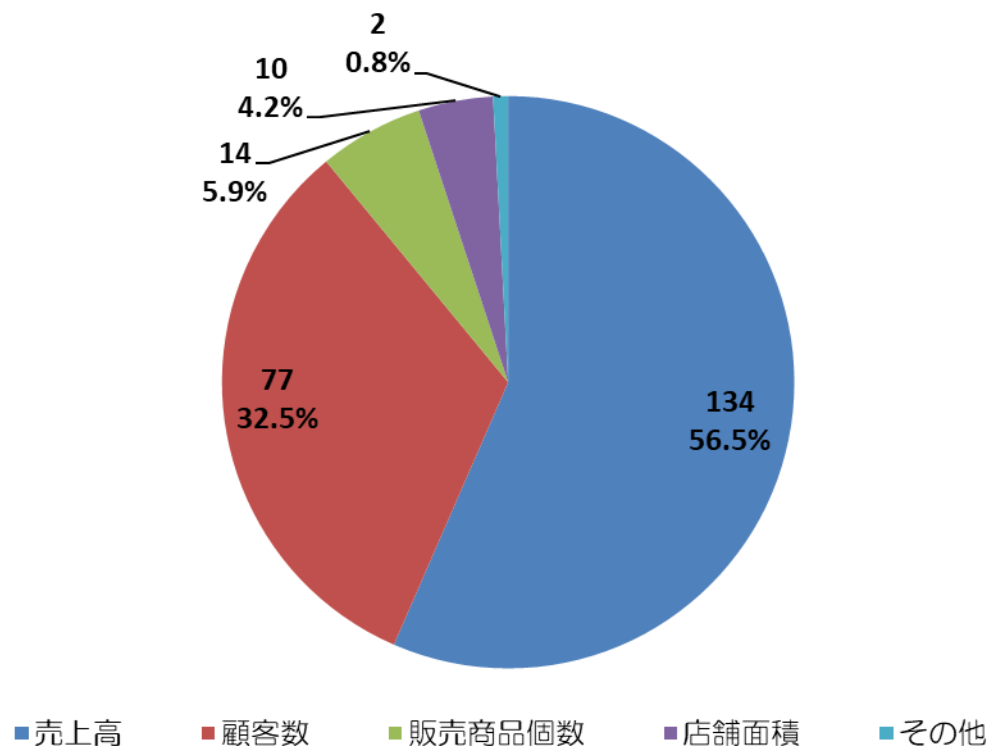
寄与度分解：前年度実績比の寄与度分解

出所：定期報告制度

1-7. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】密接指標の設定状況¹³

◆ 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値の構成



n=237

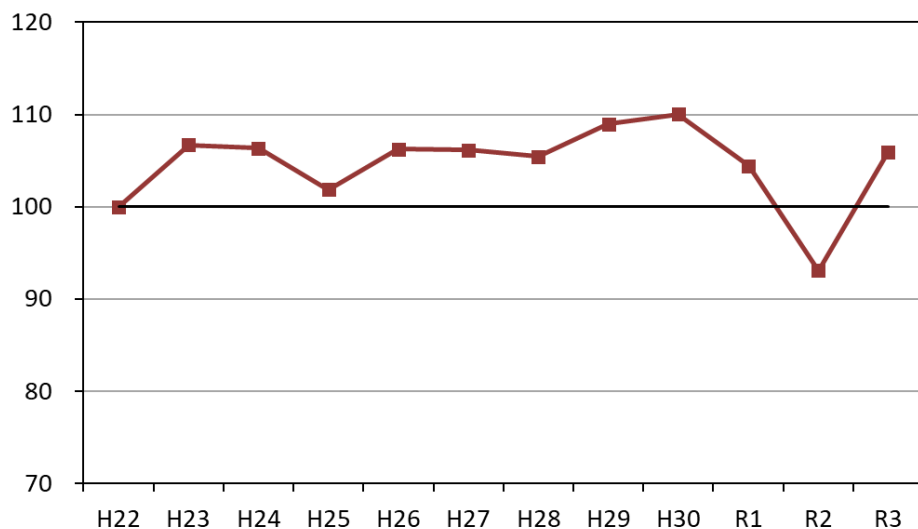
13: 12年継続提出事業者で継続比較が可能な事業者（計237事業者）の集計結果。
出所：定期報告制度

1-8. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】原単位の推移_密接指標別¹⁴

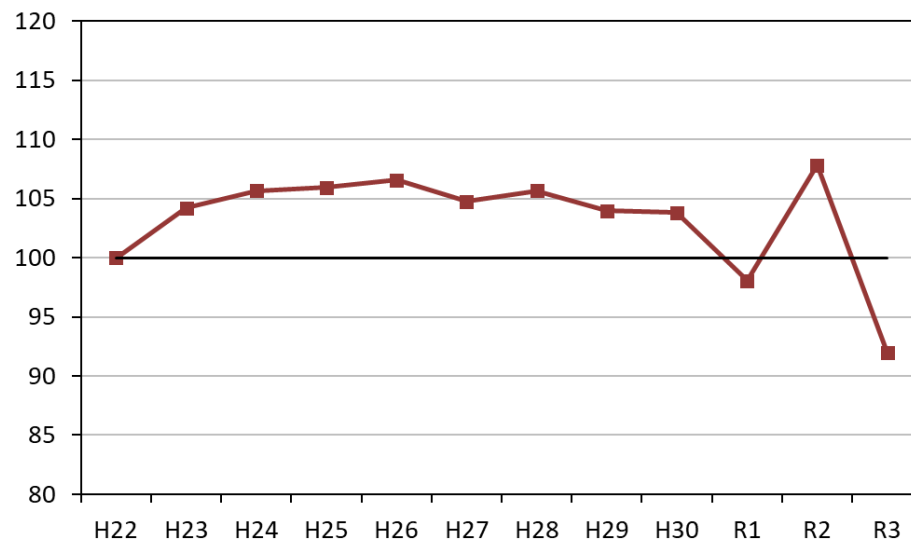
◆ 原単位の推移（密接指標：売上高）

（基準年=100）



◆ 原単位の推移（密接指標：顧客数）

（基準年=100）



全容器包装における原単位の推移

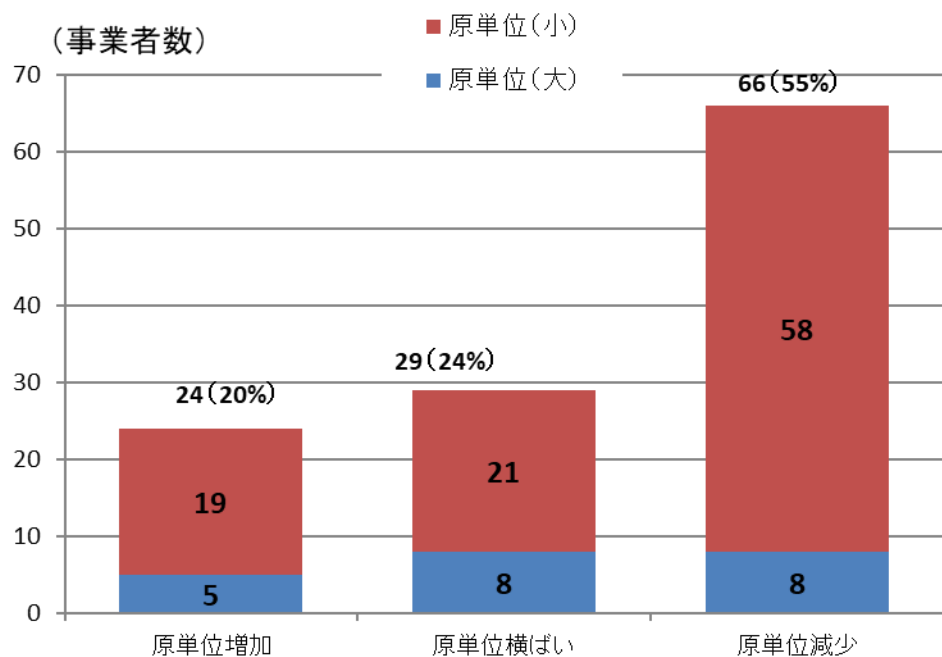
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
N(売上高)	121	119	121	120	122	124	127	125	124	132	162	134
売上高合計 (百万円)	11,237,592	10,496,731	10,572,484	11,140,492	10,830,328	10,914,906	10,927,600	10,591,641	10,531,379	11,182,914	11,074,656	10,531,581
N(顧客数)	84	79	82	79	81	79	78	80	72	72	69	77
顧客数合計 (千人)	2,253,059	2,181,400	2,279,290	2,239,530	2,308,647	2,328,323	2,244,005	2,330,158	2,229,320	2,222,134	2,126,330	2,259,706

14: 容器包装の素材別の合計値H22年度の実績値を100として指数化
出所：定期報告制度

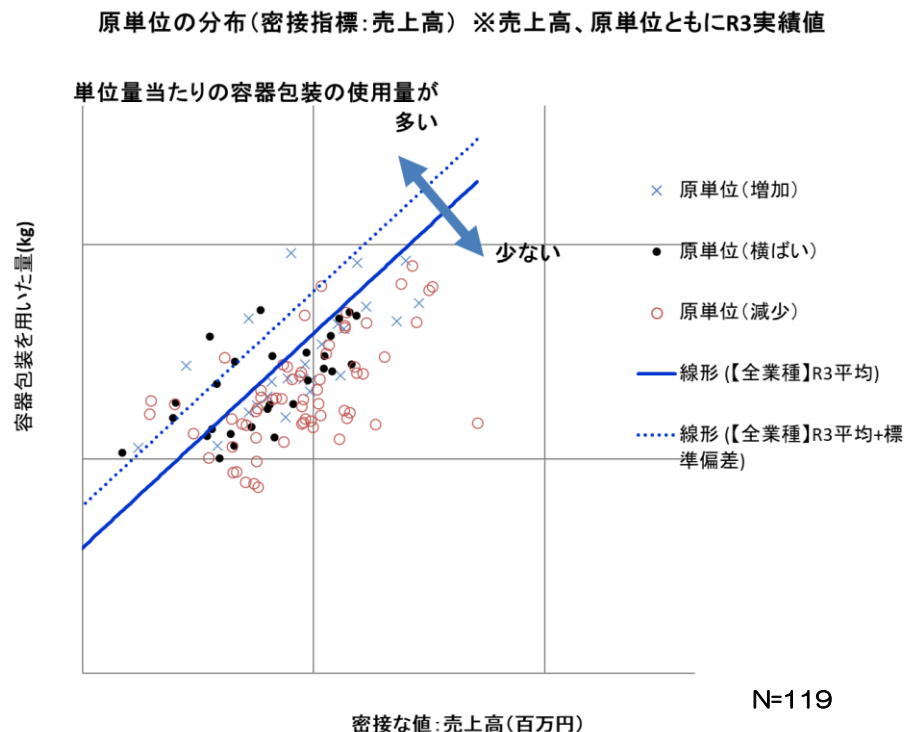
1-9. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】事業者別の原単位の評価、密接指標：売上高¹⁵

◆ 原単位の分布（密接指標：売上高）



N=119



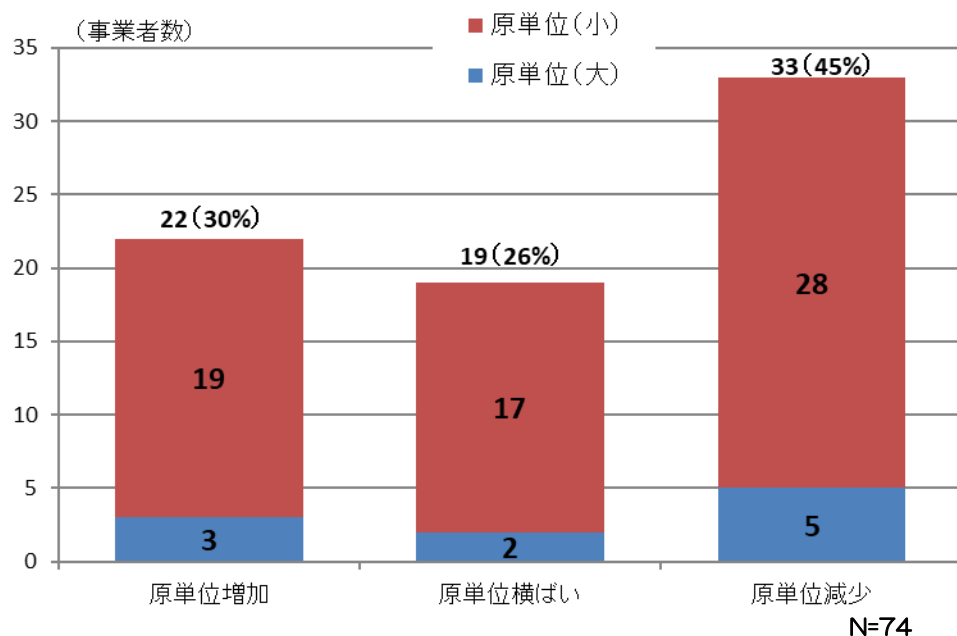
N=119

15: 横軸：売上高、縦軸：容器包装を用いた量（何れも対数表記）。12年連続提出事業者のうち、密接指標に売上高を用いており原単位の比較が可能な119社をプロット。H22年度実績からR3年度実績までの平均対前年度比変化率が年率±1%未満の事業者を横ばいとした。

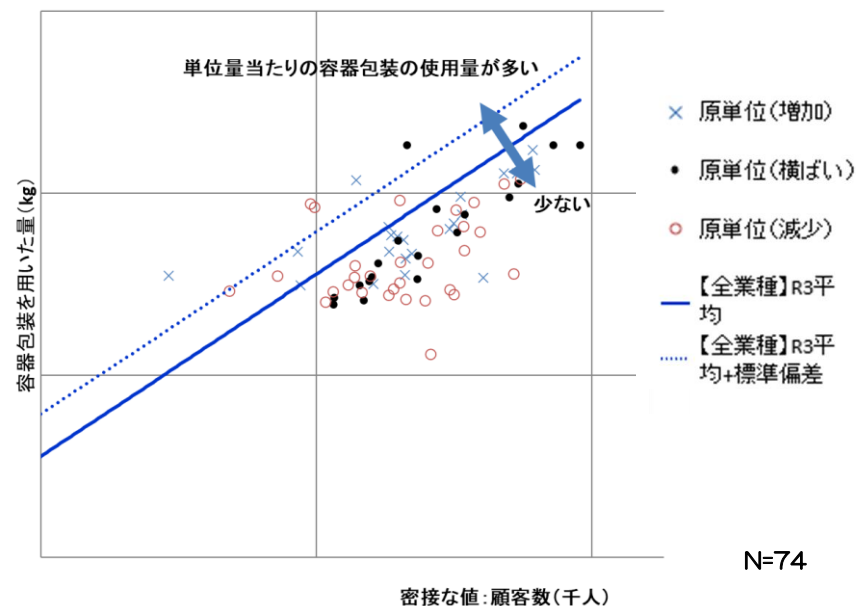
1-9. 定期報告集計結果

【連続提出事業者】事業者別の原単位の評価、密接指標：顧客数¹⁶

◆ 原単位の分布（密接指標：顧客数）



原単位の分布（密接指標：顧客数）※顧客数、原単位ともにR3実績値



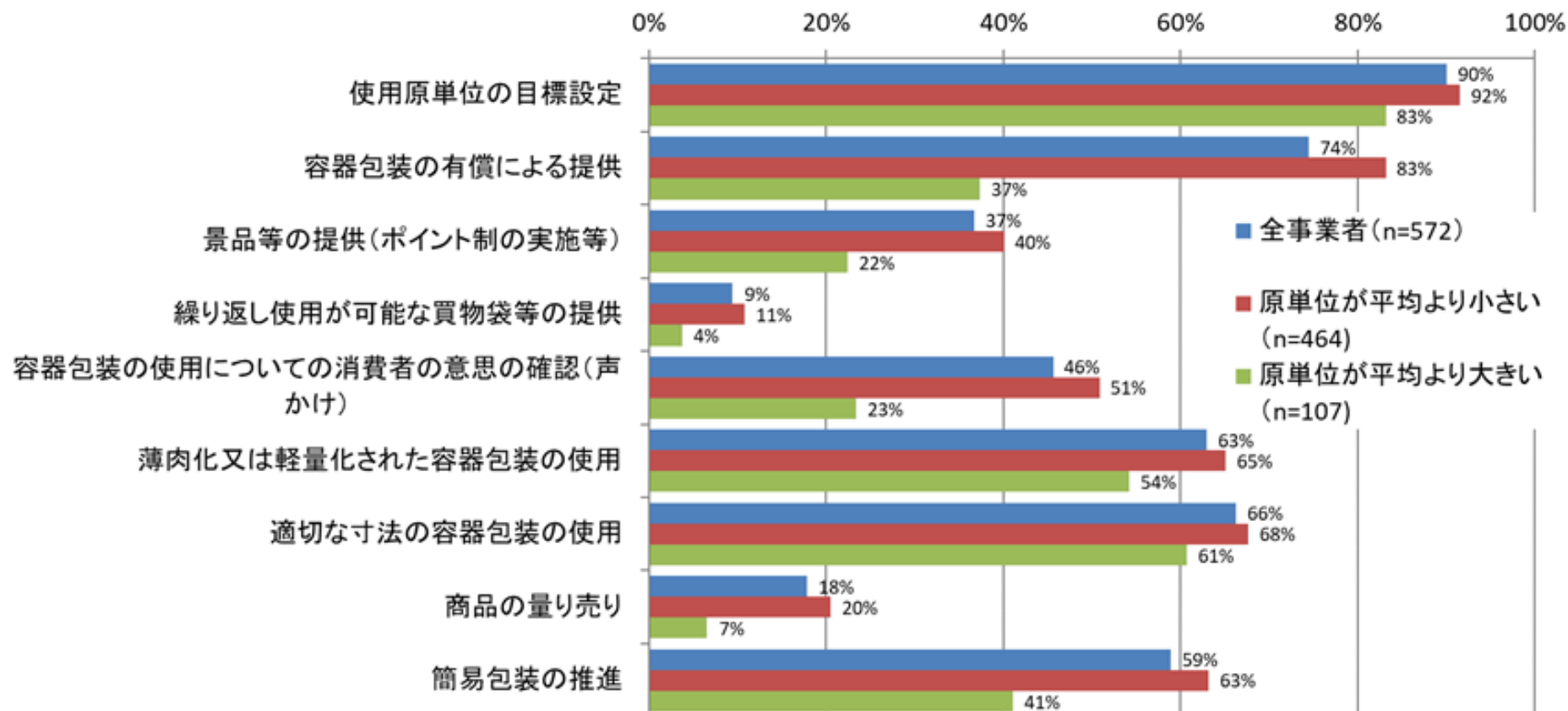
¹⁶横軸：売上高、縦軸：容器包装を用いた量（何れも対数表記）。12年連続提出事業者のうち、密接指標に顧客数を用いており原単位の比較が可能な74社をプロット。

H22年度実績からR3年度実績までの平均対前年度比変化率が±1%未満の事業者を横ばいとした。

出所：定期報告制度

1-10. 定期報告集計結果

排出抑制への取組みと原単位の関係¹⁷



17:第7表「容器包装使用の合理化について」の選択式回答（複数選択可）を集計。
出所：定期報告制度

2. 事業者による容器包装削減取り組み事例

2-1. 容器包装使用の合理化事例 (1)消費者によるプラスチック製の買物袋の排出抑制

「容器包装使用の合理化」(第7表)にて、独自の削減取り組みを行っている559事業者を集計¹⁸

◆ 有償化の取組み(426事業者)

- ・ 消費者には、バイオプラスチック製の買物袋に切替えても、有償で提供を継続。
- ・ プラスチック製の買物袋は廃止し紙袋を有償。
- ・ プラスチック製買物袋を1枚3円で販売しており、レジの際にレジ袋の要不要をお客様に確認し、必要な場合に限り販売。
- ・ マイバック運動の啓発のため、声掛け、のぼりやポスター掲示。等

2-1. 容器包装使用の合理化事例 (2)消費者による排出抑制促進

「容器包装使用の合理化」(第7表)にて、独自の削減取り組みを行っている559事業者を集計¹⁸

◆ 容器包装の使用についての消費者の意思確認(346事業者)

- ・ 買物袋以外の風呂敷や紙袋も都度、お客様に必要なの有無を確認し、必要な場合は有償で販売。
- ・ 簡易包装利用時に顧客へ意思確認を行うと共に、マイバックの使用を推奨。
- ・ 精算時にレジ袋購入の意思を購入者に都度確認。等

◆ 繰り返し使用が可能な買物袋の提供(261事業者)

- ・ 繰り返し使用可能な持ち帰り専用バックのデザインを変更し、販売店舗を全店舗で実施。
- ・ 消費者が繰り返し使用したくなる袋等の提供。
- ・ 店頭でマイバック、マイバスケットを販売し、繰り返し使用が可能な買物袋、買物カゴの使用を推奨。等

◆ 容器包装の有償による提供(210事業者)

- ・ 紙製、布製買物袋を一部有料で提供している。買物袋の不要を申し出たお客様へポイントを付与。
- ・ ギフト対応の贈答用ポリ袋や、ポリ風呂敷を有料で販売することにより、容器包装及びプラスチックの削減の啓蒙活動を実施。等

◆ 景品等の提供(54事業者)

- ・ レジ袋不要の方にアプリでエコポイント付与。
- ・ 店頭で景品として風呂敷・マイバックの配布を実施。
- ・ イベントの景品にマイバックを使用。等

◆ その他(100事業者)

- ・ 商品の個別発送を見直し梱包箱を削減するためご注文商品と一緒にお届けする政策を引き続き強化。
- ・ 使用済みのトレイ(発泡スチロール)、透明容器・蓋、卵パックを店頭BOXで回収。等

2-1. 容器包装使用の合理化事例 (3) 自らの過剰使用の抑制

「容器包装使用の合理化」(第7表)にて、独自の削減取り組みを行っている559事業者を集計¹⁸

◆ 適切寸法 (379事業者)

- サイズの違うレジ袋を数種類用意し、適切なサイズのレジ袋を使用。
- 一人のお客様が複数のフロアで買い物をされるときは、新しい袋を渡さず、お持ちの袋に出来るだけ商品を入れるように。
- 新たに入社した従業員には、適切なサイズの包装袋、資材を使用するように教育、徹底。等

◆ 薄肉軽量 (360事業者)

- 容器、トレー、ラップの軽量化された素材のものを積極的に使用。
- 商品毎の容器包装の見直しを図り、軽量化を行う。
- 適宜、製造委託先に対して軽量化が図れないか協議。
- 紙製袋の厚さを薄くし、軽量化。等

◆ 簡易包装 (337事業者)

- 中元・歳暮期をはじめ、通常の販売時においても、簡易(エコ)包装を推奨。
- 自家需要のお客様に対して二重包装を中止。
- 買上点数が少ないお客様には、確認の上、お書上げシール貼付で対応。等

◆ 量り売り (102事業者)

- 精肉、鮮魚では対面販売を強化し、量り売り等を行い少しでもトレーを使わないように努力。
- バラ売り・裸売りのできるアイテムを増加。
- 青果果物林檎等、青果土もの玉ねぎ、じゃがいも等、鮮魚のバラ売り、また精肉対面量り売りを自店として推進。等

◆ その他 (95事業者)

- 出荷用に使用している紙製梱包容器を使用せず、商品梱包箱のまま出荷することで、過剰な使用を抑制。
- ギフトコーナーで配送商品につきましては、過剰包装のムダを省き、再生紙によるエコ包装を実施。等

¹⁸: 事業者独自の取り組みは複数あるが、事業者数を集計している。出所：定期報告制度

2-1. 容器包装使用の合理化事例（4）情報の提供

「容器包装使用の合理化」（第7表）にて、独自の削減取り組みを行っている559事業者を集計¹⁸

◆ 店頭（381事業者）

- ・ 店内にてレジ袋有料化実施中のポスターを掲示。
- ・ マイバスケッ、マイバック普及の推進ポスターを店頭掲示。
- ・ チラシ等によるマイバック持参キャンペーンの告知、店内放送による3Rの啓発。等

◆ 冊子等（104事業者）

- ・ 会員誌、お客様案内に、包材の見直しを行った際の情報提供。
- ・ リユース・リサイクルガイドを全組合員へ向けて配付済。その他、回収しリサイクルすることによるCO2削減効果をWEBサイトやチラシで広報し、取り組みの推進。等

◆ 表示（95事業者）

- ・ 2004年3月以降、お客様に環境問題等への理解をいただくよう、ポリ袋に「資源を大切に」の表記。
- ・ リサイクル可能な梱包材には、リサイクルマークを貼付。
- ・ プラスチック製買物袋に「この袋は厚さ50 μ m以上あり、繰り返し使用することが推奨されています。」と表示。等

◆ その他（135事業者）

- ・ 従業員に容器包装の個別重量を認識させることにより、ゴミ減量化の意識を啓蒙。
- ・ 「トレー トゥ トレー」（再商品化されたトレー）等の使用比率を上げ、回収促進の啓蒙。
- ・ 基幹システムにて店舗在庫の把握を行い、適正在庫の管理体制を強化し情報共有。
- ・ 簡易包装に関して、顧客理解を得られるよう各種表示など。等

¹⁸: 事業者独自の取り組みは複数あるが、事業者数を集計している。出所：定期報告制度

2-2. 地方公共団体との連携事例

「関係者との連携」（第7表）にて、地方自治体との取り組みを行っている121事業者を集計¹⁹

◆ キャンペーンへの参加（17事業者）

- ・ 各県が環境月間等を実施している、買物袋持参運動キャンペーンへの参加・協力。
- ・ 自治体での「レジ袋削減」に伴うキャンペーンなどの連携。
- ・ 市民団体、行政等と連携し、店頭にてリサイクルキャンペーンやレジ袋持参運動啓発活動を実施。等

◆ 地域の協議会等への参加（26事業者）

- ・ 自治体、市民が参加する協議会に参加し、ゴミ全般について議論する中、包装容器についても議論。
- ・ 市が主催する廃棄物削減推進委員会の中で、容器包装削減に向けての話し合いや情報交換。
- ・ 環境県民会議へ参加し、ゴミゼロ推進に向けての取り組みと連動して検討。等

◆ 協定の締結（25事業者）

- ・ 各地方自治体とレジ袋の無料配布中止の協定を結び、その状況を定期的に報告。
- ・ レジ袋削減に係る地方行政との協定などを締結し、継続的にキャンペーンを実施。
- ・ 容器包装の削減にかかる協定を地方公共団体、NPO団体と締結し、成果情報の共有。等

◆ 広報活動での協力（20事業者）

- ・ 各自治体と連携を図り、自治体主導による店頭での啓発活動にも協力。
- ・ JFAを通じて行政と連携し、レジ袋削減の啓発スタンドPOPやステッカーの展開等により、お客様への啓発を実施。
- ・ 県が行っている啓発活動には、ポスターの掲示、チラシ配布など協力。等

◆ その他（制度、寄付、報告等）（45事業者）

- ・ 有料レジ袋の収益金を、各県へ寄付し環境保全に活用。
- ・ 各行政に対して、レジ袋使用状況を定期的に報告、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出及び実施状況の報告。
- ・ 市によるリサイクル調査に協力。
- ・ 地元行政が推進している環境への配慮活動取組事業所として登録、省エネルギー、食品リサイクル、廃棄物の減量などにも取り組み。等

¹⁹ 事業者による自治体との取り組みは複数あり、また事業者の自治体との取り組みは複数自治体との取り組みがあるが、事業者数を集計している。出所：定期報告制度